

委第2号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年6月6日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第25条中「撤回する」を「撤回しようとする」に改め、同条に次の1項を加える。

2 提出委員が会議の議題となっていない動議を撤回しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

第28条第1項中「（次項において「委員長等」という。）」を削り、同条第2項中「第18条の2第1項の規定により会議を開催する場合において委員長等がオンライン会議システムにより会議に参加するとき又は委員長等が第18条の3第1項の規定により会議に参加するときは、当該委員長等は、」を削り、「発言を」を「発言は、」に改める。

第41条第1項中「議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「委員でない議員」を「委員外議員」に改める。

第42条に次の1項を加える。

2 第 18 条の 2 第 1 項の規定により会議を開催する場合において委員長がオンライン会議システムにより会議に参加したとき又は委員長が第 18 条の 3 第 1 項の規定により会議に参加した場合において、委員長が委員として発言するときは、その発言が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論を行ったときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第 48 条の見出し中「起立又は挙手等」を「起立等」に改め、同条に次の 2 項を加える。

2 前項前段及び次条第 2 項ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。

3 電子採決システムにより表決を採る場合において、問題を可とする委員は賛成のボタンを、問題を否とする委員は反対のボタンを押さなければならない。この場合において、委員長が表決を確定する宣告をした時点でいずれのボタンも押していない委員がいるときは、当該委員は棄権したものとみなす。

第 54 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 58 条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第 55 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 58 条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第 1 項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第 2 項を削る。

第 60 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めると

ころにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方議会に係る手続のオンライン化等を内容とする地方自治法の一部を改正する法律が令和5年4月に成立（令和5年法律第19号、令和6年4月1日施行）したことを受け、所要の改正を行うとともに、その他必要事項の改正を行うもの。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第24条（略）</p> <p>（動議の撤回）</p> <p>第25条 提出委員が会議の議題となった動議を<u>撤回しようとする</u>ときは、委員会の許可を要する。</p> <p><u>2 提出委員が会議の議題となっていない動議を撤回しようとするときは、委員長</u> <u>の許可を得なければならない。</u></p> <p>第26条—第27条（略）</p> <p>（委員長、副委員長又は委員の除斥）</p> <p>第28条 委員長、副委員長又は委員_____は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会が許可したときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>2 _____ _____前項ただし書の規定による <u>発言は、</u>オンライン会議システムにより行うことができる。</p> <p>第29条—第40条（略）</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第41条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員（以下この条において「委員外議員」という。）に対し、その出</p>	<p>第1条—第24条（略）</p> <p>（動議の撤回）</p> <p>第25条 提出委員が会議の議題となった動議を<u>撤回する</u>_____ときは、委員会の許可を要する。</p> <p>第26条—第27条（略）</p> <p>（委員長、副委員長又は委員の除斥）</p> <p>第28条 委員長、副委員長又は委員（次項において「委員長等」という。）は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会が許可したときは、会議に出席し、発言することができる。</p> <p>2 <u>第18条の2第1項の規定により会議を開催する場合において委員長等がオンライン会議システムにより会議に参加するとき又は委員長等が第18条の3第1項の規定により会議に参加するときは、当該委員長等は、</u>前項ただし書の規定による <u>発言を</u>オンライン会議システムにより行うことができる。</p> <p>第29条—第40条（略）</p> <p>（委員外議員の発言）</p> <p>第41条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員_____に対し、その出</p>

席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員 から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員外議員 をオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。

4 第18条の2第2項及び第3項並びに第18条の3の規定は、前項の規定により委員長が委員外議員 をオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。

(委員長の発言)

第42条 (略)

2 第18条の2第1項の規定により会議を開催する場合において委員長がオンライン会議システムにより会議に参加したとき又は委員長が第18条の3第1項の規定により会議に参加した場合において、委員長が委員として発言するときは、その発言が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論を行ったときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第42条の2—第47条 (略)

(起立等による表決)

第48条 (略)

2 前項前段及び次条第2項ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。

3 電子採決システムにより表決を採る場合において、問題を可とする委員は賛成のボタンを、問題を否とする委員は反対のボタンを押さなければならない。この場合において、委員長が表決を確定する宣告をした時点でいずれのボタンも押していない委員がいるときは、当該委員は棄権したものとみなす。

第49条—第53条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員 から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない議員 をオンライン会議システムにより会議に参加させることができる。

4 第18条の2第2項及び第3項並びに第18条の3の規定は、前項の規定により委員長が委員でない議員 をオンライン会議システムにより会議に参加させる場合について準用する。

(委員長の発言)

第42条 (略)

第42条の2—第47条 (略)

(起立又は挙手等による表決)

第48条 (略)

第49条—第53条 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第54条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第58条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

(公述人の決定)

第55条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条第1項の規定により申し出た者（次項において「申出者」という。）及びその他の者の中から委員会において決定し、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

第56条・第57条 (略)

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第58条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第59条 (略)

(委員会の記録)

第60条 (略)

2 前項の記録は、議長が保管する。

第54条 (略)

(公述人の決定)

第55条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者（次項において「申出者」という。）及びその他の者の中から委員会において決定し、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 (略)

第56条・第57条 (略)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第58条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定は、オンライン会議システムにより会議に参加する公述人には適用しない。

第59条 (略)

(委員会の記録)

第60条 (略)

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第61条 （以下略）

第61条 （以下略）